

高知県公報	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	1
告示	
○平成25年度高知県臨時種畜検査の実施（畜産振興課） （3・19揭示）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（26件） （漁業管理課） （3・24揭示）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（26件） （ 〃 ） （ 〃 ）	3
○道路の供用開始 （道 路 課）	5
○争議行為の予告 （雇用労働政策課） （3・15揭示）	5
○肥料の登録 （環境農業推進課）	6
○肥料の登録の有効期間の更新 （ 〃 ）	6
○肥料の登録事項の変更の届出 （ 〃 ）	6
○普通肥料の検査の結果の概要 （ 〃 ）	6
○特殊肥料の検査の結果の概要 （ 〃 ）	7
○県営土地改良事業の計画の定め（3件） （農業基盤課）	8
落札公告	
○落札者等の公告 （公営企業局 県立病院課）	8

-----  
規 則  
-----

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月26日  
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第6号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。  
別表中「高知県立中村養護学校」を「高知県立中村特別支援学校」に改める。

**附 則**  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。



高知県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日  
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第7号  
高知県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

高知県内水面漁業調整規則（昭和44年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表中「10月15日午前5時30分」を「10月15日午後5時30分」に、「吉野川に係る河川中」を「吉野川に係る河川中長岡郡大豊町ヨボウーン橋下流端から大王大橋上流端までの穴内川及び」に、「並びに仁淀川」を「仁淀川」に、「までの上八川川」を「までの上八川川並びに奈半利川に係る河川中安芸郡北川村野川川ダム下流端から野川橋上流端までの野川川」に改める。

**附 則**  
（施行期日）  
1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）  
2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

-----  
告 示  
-----

高知県告示第145号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する平成25年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成25年3月19日（揭示済）  
高知県知事 尾崎 正直

検 査 の 場 所	検 査 の 期 日
高岡郡 高知県畜産試験場	平成25年4月10日

佐川町		午後2時から午後4時まで
-----	--	--------------

備考 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって平成24年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。  
2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。  
（1） 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類  
（2） 種付台帳又は家畜人工授精簿  
（3） 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

高知県告示第150号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年3月24日（揭示済）  
高知県知事 尾崎 正直

佐喜浜町加入区  
高知県告示第151号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年3月24日（揭示済）  
高知県知事 尾崎 正直

椎名加入区  
高知県告示第152号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年3月24日（揭示済）  
高知県知事 尾崎 正直

三津加入区  
高知県告示第153号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成25年3月24日（揭示済）  
高知県知事 尾崎 正直

高岡加入区



<p>窪津加入区 <b>高知県告示第171号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>室戸岬加入区 <b>高知県告示第181号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第199号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>清水加入区 <b>高知県告示第172号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>佐喜浜町加入区 <b>高知県告示第177号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第195号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>室戸加入区 <b>高知県告示第182号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第200号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>古満目加入区 <b>高知県告示第173号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>椎名加入区 <b>高知県告示第178号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第196号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>加領郷加入区 <b>高知県告示第183号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第201号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>泊浦加入区 <b>高知県告示第174号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>三津加入区 <b>高知県告示第179号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第197号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>安田町加入区 <b>高知県告示第184号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第202号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>宿毛市加入区 <b>高知県告示第175号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>高岡加入区 <b>高知県告示第180号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第198号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。 平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>穴内加入区 <b>高知県告示第185号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第203号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平</p>
<p>藻津加入区 <b>高知県告示第176号</b> 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第194号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平</p>	<p>平成25年3月24日（揭示済）</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p>	



古満目加入区  
高知県告示第199号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第217号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年3月24日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

泊浦加入区  
高知県告示第200号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第218号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年3月24日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

宿毛市加入区  
高知県告示第201号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成21年3月高知県告示第219号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成25年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年3月24日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

藻津加入区  
高知県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年3月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

室戸市吉良川町字下馬路乙 2006番1から 室戸市吉良川町字西宮乙 5534番まで	115	平成25年3月26 日
--	-----	----------------

公 告

平成25年3月15日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長清遠由美子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成25年3月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
  - (1) 定期昇給について
  - (2) 夜勤手当について
  - (3) 連続休暇について
  - (4) その他の要求について
- 2 日時
  - 平成25年3月28日午前零時以降、要求解決までの連日又は小期間にわたる期間
- 3 場所
  - 高知県厚生連の全職場又は一部の職場
- 4 争議行為の概要
  - あらゆる形の争議行為を行う。

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
--------	--------------	---------

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料の登録をした。  
平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第686号	炭酸カルシウム肥料	くみあい15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	広浦鉱業株式会社	東京都品川区二葉一丁目6番2号	平成30年9月6日
高知県第687号	〃	くみあい粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第632号	混合有機質肥料	くみあい骨粉なたねペレット1号	窒素全量 5.0 りん酸全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成27年6月14日
高知県第642号	〃	土州魂（緑）	〃	〃	〃	〃	平成27年6月30日
高知県第	〃	十市有機	窒素全量	〃	十市農業	南国市十	平成27年

634号			4.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.0		協同組合	市2328番地1	11月24日
高知県第619号	消石灰	粒状65消石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	井上石灰工業株式会社	南国市稲生3163-1	平成30年6月27日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の肥料の登録事項の変更について届出があった。

平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産事業者		変更内容		変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	
						変更後	
高知県第634号	混合有機質肥料	十市有機	十市農業協同組合	南国市十市2328番地1	代表者の氏名	宮崎 孝雄 中沢 猛男	平成22年4月8日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

平成24年1月分から同年9月分まで

該当なし

平成24年10月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	株式会社古田産業	ペレット土州魂560緑	主成分 - T N、T P				

消石灰	株式会社刈谷石灰工業所	65消石灰	主成分-A L				
〃	井上石灰工業株式会社	〃	〃				

備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

T N-窒素全量、T P-りん酸全量、A L-アルカリ分

平成24年11月分から平成25年2月分まで

該当なし



肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

平成23年12月分から平成24年10月分まで

該当なし

平成24年11月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要	備考
たい肥	四万十町長	生ゴミたい肥	T N 2.98% T P 2.50% T K 1.01% C/N 11.1 水分 11.9%	
〃	恒石 平	恒石堆肥	T N 1.48% T P 2.36% T K 2.20% C/N 14.6 水分 44.0%	
〃	四万十農業協同組合	かえるんど	T N 1.00% T P 2.44% T K 2.59%	

			C/N 24.3	
			水分 36.5%	

備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。  
T N-窒素全量、T P-りん酸全量、T K-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

平成24年12月分から平成25年2月分まで  
該当なし

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（伊尾木地区農村地域防災減災事業ため池整備事業（ため池）（旧農村災害対策整備事業））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年3月26日から同年4月23日まで
- 3 縦覧場所  
安芸市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（伊尾木地区農村地域防災減災事業用排水施設等整備事業（用排水施設）（旧農村災害対策整備事業））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年3月26日から同年4月23日まで
- 3 縦覧場所  
安芸市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（大月地区農村地域防災減災事業ため池整備事業（用水施設）（旧地域ため池総合整備事業））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類

- 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年3月26日から同年4月23日まで
  - 3 縦覧場所  
大月町役場
  - 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

-----  
 落 札 公 告  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年3月26日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県立幡多けんみん病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立幡多けんみん病院総務課 宿毛市山奈町芳奈3番地
- 1
- 3 落札者を決定した日  
平成25年2月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
高知ビルメンテナンス協同組合 高知市棧橋通三丁目25番30号
- 5 落札金額  
32,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成24年12月28日